

1. 南三陸町スポーツ交流村利用料金一覧表

令和7年4月1日改定

利 用 区 分						利用料（円）
総合体育館	アリーナ	施設	貸 切 利 用		1時間につき	750円
			個 人 利 用	一般、大学生	1人1回につき	100円
				高校生	1人1回につき	50円
				中学生以下	1人1回につき	無料
		設備	放 送 設 備（一式）		1回につき	1,000円
			舞台照明設備（一式）		1回につき	1,000円
			電 光 掲 示 板（一式）		1回につき	1,000円
			照 明	全照度利用	1時間につき	300円
				2／3照度利用	1時間につき	200円
				1／3照度利用	1時間につき	100円
		暖 房		1時間につき	2,500円	
	文化交流ホール	施設		1時間につき	650円	
		設備	放 送 設 備（一式）		1回につき	1,000円
			舞台照明設備（一式）		1回につき	1,000円
			照 明	ステージ利用	1時間につき	500円
				ホール利用	1時間につき	150円
			暖 房		1時間につき	1,500円
		冷 房		1時間につき	450円	
	会議室		2時間につき	250円		
	和 室		2時間につき	150円		
	ミーティング室		2時間につき	150円		
	トレーニング室		1人1回につき	300円		
	(高校生以上の個人利用に限る)		利用回数券（11回利用券）	3,000円		
屋外	テニスコート（1コート）				1時間につき	200円

備 考

- 「貸切利用」とは、競技大会、講習会その他催物等において施設を独占的に利用する場合を、「個人利用」とは、貸切利用以外の場合をいう。
- アリーナの施設の2分の1又は3分の1以下を利用する場合の利用料は、利用料の2分の1又は3分の1の額とし、アリーナの施設の2分の1以下を利用する場合の照明設備の利用料は、利用料の2分の1の額とする。
- 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げる。ただし、会議室、和室及びミーティング室にあっては、利用時間が2時間に満たない場合は2時間に切り上げ、2時間を超える場合における利用料は、1時間につき利用料の2分の1の額とする。
- 入場料、参加料、受講料、会費その他これらに類する料金を徴収し、営利を目的として催しを行う場合の利用における利用料は、町内の社会教育関係団体の利用にあっては利用料の2倍、その他の利用にあっては利用料の4倍の額とする。
- この料金は消費税を含む。
- 料金の徴収は前納もしくは利用日精算とする。また、夜間利用団体で1回500円の徴収は、1ヶ月単位で月末利用日精算とする。